

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月21日

四日市市公平委員会委員長 富田俊治

公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年四日市市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第1（第2条関係）	
本庁	
機関	職
（略）	
市長部局	部長（担当部長を含む。）、理事、会計管理者、次長、参事、人権行政監、検査監、治水対策監、法令遵守推進監、廃棄物対策監、同和行政推進監、政策推進監、地域調整監、事業調整監、課（室、所、園）長（相当職を含む。）、政策推進部秘書国際課長補佐、総務部人事課長補佐、財政経営部財政課長補佐、同行財政改革課会計専門監、同管財課長補佐、都市整備部道路管理課長補佐（三重県警察の職員の身分を併有する者に限る。）、会計管理課長補佐、総務部総務課行政係長、同総務課法務係長、会計管理課出納係長並びに課（室）付主幹及び主幹（秘書、人事、給与、行財政改革、財政を担当する者に限る。相当職を含む。）
（略）	
備考（略）	

改正前	
別表第1（第2条関係）	

本庁

機関	職
(略)	
市長部局	部長（担当部長を含む。）、理事、会計管理者、次長、参事、人権行政監、検査監、治水対策監、法令遵守推進監、廃棄物対策監、同和行政推進監、政策推進監、地域調整監、事業調整監、課（室、所、園）長（相当職を含む。）、政策推進部秘書国際課長補佐、総務部人事課長補佐、財政経営部財政課長補佐、同行財政改革課会計専門監、同管財課長補佐、都市整備部道路管理課長補佐（三重県警察の職員の身分を併有する者に限る。）、会計管理課長補佐、総務部総務課行政係長、同総務課法務係長、会計管理課出納係長、 <u>政策推進部秘書国際課の課付主幹及び主幹（秘書を担当する者に限る。相当職を含む。）</u> 、 <u>総務部総務課の課付主幹及び主幹</u> 、 <u>同人事課の課付主幹及び主幹（人事又は給与を担当する者に限る。相当職を含む。）</u> 、 <u>財政経営部財政課の課付主幹及び主幹並びに同行財政改革課の課付主幹及び主幹</u>
(略)	

備考 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。